

一般社団法人 日本長寿命化住宅協会憲章

22年11月15日

1. 既存住宅の長寿命化事業を推進する。
2. 木造家屋評価監理士(建築業界側)を育成する。
3. 木造家屋性能鑑定士(不動産流通業界側)を育成する。
4. 既存住宅のリフォーム履歴と診断・評価を記録保存する。
5. 木造住宅のリフォーム工事の質の向上を目指し、長寿命化住宅の普及に貢献する。
6. スtock住宅の維持・保全に協力する。
7. 人の健康に配慮し、住環境を改善する。(省エネ住宅)
8. 高齢者が暮らしやすく、介護に適した住宅を開発し、普及させる。(バリアフリー住宅・ユニバーサル住宅)
9. 国有林の維持および国有林の普及に貢献する。
10. 上記の活動により日本の建築文化の維持発展の一端を担う。